

## 告 示

### 埼玉県秩父県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年三月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月七日

埼玉県秩父県土整備事務所長 辻

幸 二

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百四十号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
	秩父市荒川日野字川宿八五六番一 地先から同市荒川日野字矢崎八〇 四番一地先まで	区 間
一一・九〇〓一四・十六	七・六七〓一〇・六五	敷地の幅員 (メートル)
	四五五・八九	延長 (メートル)
	歩道整備工事による。	備 考